

請求先等の一覧

市町村名	郵便番号	所在地	電話番号
宮崎市選挙管理委員会	880-0805	宮崎市橋通東1丁目14番20号	0985-21-1860
都城市選挙管理委員会	885-8555	都城市姫城町6街区21号	0986-23-7864
延岡市選挙管理委員会	882-8686	延岡市東本小路2番地1	0982-22-7026
日南市選挙管理委員会	887-8585	日南市中央通1丁目1番地1	0987-31-1146
小林市選挙管理委員会	886-8501	小林市細野300番地	0984-23-1143
日向市選挙管理委員会	883-8555	日向市本町10番5号	0982-52-2111
串間市選挙管理委員会	888-8555	串間市大字西方5550番地	0987-72-1111
西都市選挙管理委員会	881-8501	西都市聖陵町2丁目1番地	0983-43-1112
えびの市選挙管理委員会	889-4292	えびの市大字栗下1292番地	0984-35-1111
三股町選挙管理委員会	889-1995	三股町五本松1番地1	0986-52-1112
高原町選挙管理委員会	889-4492	高原町大字西麓899番地	0984-42-2112
国富町選挙管理委員会	880-1192	国富町大字本庄4800番地	0985-75-3111
綾町選挙管理委員会	880-1392	綾町大字南俣515番地	0985-77-1112
高鍋町選挙管理委員会	884-8655	高鍋町大字上江8335番地	0983-23-1745
新富町選挙管理委員会	889-1493	新富町大字上富田7491番地	0983-33-6002
西米良村選挙管理委員会	881-1411	西米良村大字村所15番地	0983-36-1111
木城町選挙管理委員会	884-0101	木城町大字高城1227番地1	0983-32-4725
川南町選挙管理委員会	889-1301	川南町大字川南13680番地1	0983-27-8001
都農町選挙管理委員会	889-1201	都農町大字川北4874番地2	0983-25-5719
門川町選挙管理委員会	889-0696	門川町平城東1番1号	0982-63-1140
諸塚村選挙管理委員会	883-1392	諸塚村大字家代2683番地	0982-65-1112
椎葉村選挙管理委員会	883-1601	椎葉村大字下福良1762番地1	0982-67-3201
美郷町選挙管理委員会	883-1101	美郷町西郷田代1番地	0982-66-3601
高千穂町選挙管理委員会	882-1192	高千穂町大字三田井13番地	0982-73-1200
日之影町選挙管理委員会	882-0401	日之影町大字七折9079番地	0982-87-3900
五ヶ瀬町選挙管理委員会	882-1295	五ヶ瀬町大字三ヶ所1670番地	0982-82-1700
宮崎県選挙管理委員会	880-0805	宮崎市橋通東2丁目10番1号	0985-26-7024

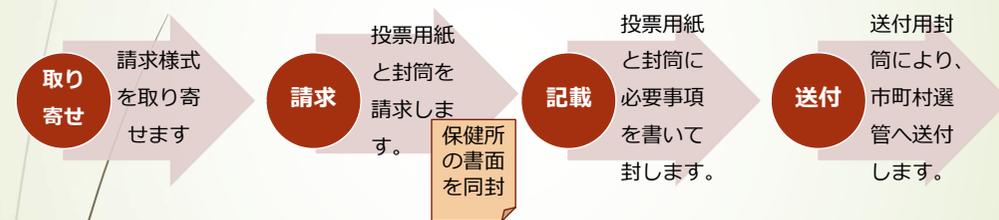
留意点

「保健所等からの書面」の添付がない場合は、市町村選挙管理委員会が、請求書に記載の保健所に対して、請求者が療養者であるかを確認させていただきます。その際、市町村選管が感染について把握することになりますので御了承ください。請求書等の個人情報、選挙事務にのみ使用します。

10月31日執行 衆議院議員総選挙にかかる 特例郵便等投票について

- 市町村の選挙人名簿に登録されている方で、新型コロナウイルスに感染し、**公示日翌日(10月20日)から投票日(10月31日)までの間、宿泊療養施設又は自宅等で療養すると見込まれる方は、郵便による不在者投票が可能です。**

【請求等の流れ】



- 請求は投票日当日の**4日前(10月27日(水))まで**に市町村選管へ行う必要があります。
- 感染対策をして郵送いただく必要がありますので、**請求用資材の送付を希望される場合は、裏面の市町村選管へ御連絡ください。**
- 濃厚接触者は本制度の対象となりません。**投票所での投票など不安があれば御連絡ください。
- なりすましや干渉等については罰則の適用があります。
- 投票用紙等の請求や記載方法は、中面を御覧ください。

特例郵便等投票の請求・投票

1 感染防止対策のお願い

- ①一連の作業をされる前に、必ずせっけんなどで手洗いし、アルコール消毒をしてください。
- ②作業中はマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋があれば、着用をお願いします。



投票用紙の記入の際も、同様に御協力をお願いします。

2 請求の準備

①県又は市町村選挙管理委員会のHPに請求書があるので印刷し、必要事項を記入します。“就業制限通知書”など保健所等からの書面があれば、写しを添付してください。

②受取人払の送信用宛名書きもHPから印刷して市販の封筒に貼り付けます。（請求書在中の方に○をします）

③プリンタがない等の場合は、各市町村の選挙管理委員会に連絡し、請求に必要なものを取り寄せてください（2～3日かかる可能性があります）。

④宿泊療養施設の場合は、スタッフにお尋ねください。

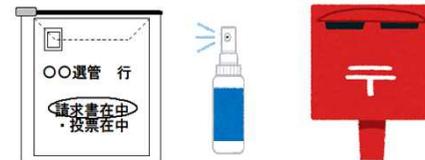
特例郵便等投票の請求・投票

3 郵送について

①封筒をファスナー付きの透明のケース等（ジップロック等）に入れ、表面をアルコール消毒してください。ケース等が手元がない場合は、透明の袋等に入れてテープで密封し、表面を消毒してください。（※日本郵便（株）から指定を受けているため、ご協力をお願いします）

②封筒は、患者でない同居人や知人、宿泊療養施設の場合はスタッフに、投かんを依頼してください。

③投票用紙の請求は、法律で「投票日の4日前(10月27日(水))まで」にすることとなっていますので、余裕をもって投函してください。



記入済みの投票用紙の郵送の際も、同様に御協力をお願いします。

4 投票用紙等の記載

投票用紙が届いたら、次の方法で投票を行ってください。

- ①投票用紙に候補者名を記載
- ②内封筒へ入れて封入
- ③外封筒に自分の名前を記載し封入
- ④送信用封筒で市町村選管へ送付

